

# 「直言」

## 「水活」の2つのルールに物申す－北海道からのSOS－

コロナ禍が続く中、世の中はさらに物騒になっている。テレビで放映されるウクライナの戦闘シーンでは、軍用重機に踏みにじられる黒土の作物が泣いている。農業は平和に依存するのである。しかし、1970年代から戦略作物にされた農産物は、戦争の駆け引きに使われ、それを引き金に食糧安保が語られている。だが、いま日本で行われようとしているのは、それに逆行する「瑞穂の国」の水田の破壊であり、「言論統制」である。

水田活用の直接支払交付金（以下、水活交付金と略す）の見直しのことであるが、これに対するコメントが憚れるような異常な雰囲気は驚き、久々に現地調査なども行いその影響について考えてみた。巻頭言でこのようなことを書くのは場違いかもしれないが、北海道水田農業のSOSを発信してみたい。

水活交付金制度は政権交代後の2015年に始まったが、2018年の減反政策の廃止による農業・水田政策から食料・コメ政策への転換を見通したものであった。転作概念を放棄することを前提に水田利用の転換を食料自給率・力の向上という食料政策目標で辻褃合わせしたわけである。だから、この制度は必要不可欠というより、激変緩和的性格が強かったわけである。

よって「見直し」はある意味必然であったが、2016年の財務省による水活交付金に対する予算執行調査の指摘を圧力として実施された。タイミング的には減反廃止の前年の2017年である。交付対象の水田は湛水設備（畦畔）と用水源・用水路設備が前提とされたが、前者では畦畔撤去が一時的で畑作の生産性向上に資する場合、後者では土地改良区への賦課金が支払われている場合には例外とされた。実質的には「見直され」なかった。この改定実施要領による対象水田の規定が「現行ルール」とされる。2022年の見直しはこの現行ルールの厳格化に加え、5年間に水田の水張りを行うこと（「新ルール」と称する）が新たに加えられたのである。

現行ルールの厳格化については、北海道の場では、これまでの対象水田の認定があまいとされ、ルールに従って除外を徹底するという指導がなされ、交付金の返還命令などの言葉も飛び出たという。この「言論統制」は現場では効果を発揮しており、表立った議論は封殺されているがごとしである。しかし、中核地帯では水田の耕作放棄地はほんのわずかであり、しかも例外規定は現在も生きている。この例外規定は、新ルールの5年間の実行期間である2026年で消滅するため、その間に「水張り」あるいは「畑地化」を行わなければ、その水田は水稲作付権を失ってしまう。5年間は一種の執行猶予期間としての意味を持ち、限界地帯の一部では植林や耕作放棄地化が進む恐れもある。

(一社)北海道地域農業研究所長・北海道大学名誉教授

坂下明彦  
(本センター参与)



北海道では、むしろ新ルールの実施による大きな混乱が危惧される。図は、北海道の水田の82%を占める石狩川流域およびその周辺地域での水田の土地利用を示している。この中で大きな面積率をもち(32%)、水田経営としても25ha規模を超える石狩川下流域が焦点であり、主食用米率は32%に過ぎず、畑作が59%を占めている。そのほとんどが秋小麦と大豆であり、近年では集約的野菜の導入も目立っている。大規模稲作・畑作野菜複合経営が太宗をなしている。この20年の努力の結果、確立した経営形態である。

問題は、畑作部門が稲作作付けとは分離されて、畑作ローテーション(大豆-小麦-小麦-野菜その他)となっている点である。この

5万5千haの地域の畑地3万5千haに5年間で水張を行うことが強制されるのである。対象水田から外れてしまえば、経営は破綻するしかないからである。復田を行うと、1年でタンパク値が高い主食用米3万7千t(7,000ha)が発生することになる。北海道の良質米への取り組みが大きく棄損され、政策目標とは正反対の方向に進むことになる。また、水田から畑地に転換された水はけの悪い畑地(7,000ha)からは低品質・低収量の小麦や大豆が産出される。これもまた、水活の一つの柱である麦大豆の脆弱化をもたらす。食糧安保とは言わないが、環境リスクなどが高まる中で、こうした力のある水田を畑地として確保しておく意味は大きいにも関わらずである。

紙幅が尽きたので他地域の影響については割愛せざるを得ないが、北海道の水田地帯は今まさにSOSなのである。

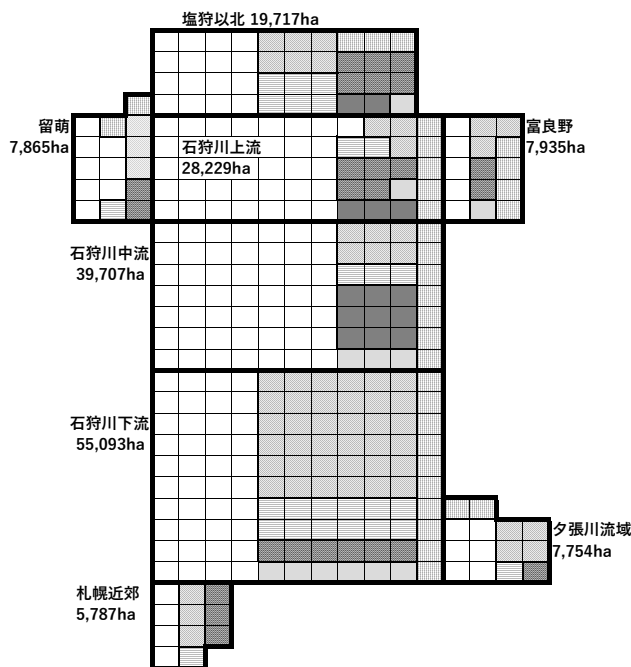


図 石狩川流域とその周辺地帯の水田利用

